第92回
定時株主総会
招集ご通知

日時

平成27年6月26日（金曜日）　午前10時

場所

さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8
武蔵野銀行本店3階ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

武蔵野銀行

証券コード：８３３６

目　次

第92回定時株主総会招集ご通知 …… 1

（添付書類）

第92期事業報告 …… 3
計算書類 ……18
連結計算書類 ……31
監査報告書 ……51

（株主総会参考書類）

第1号議案　剰余金の処分の件 ……54
第2号議案　取締役9名選任の件 ……54
第3号議案　監査役1名選任の件 ……58
インターネット等による議決権行使のご案内 ……59

株主総会会場ご案内図

証券コード 8336
平成27年６月５日

株　主　各　位

さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地８
株式会社 武蔵野銀行
取締役頭取　加 藤 喜 久 雄

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第92回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年６月25日（木曜日）午後５時５分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

2. 場　　所　さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地８　当行本店３階ホール

3. 目 的 事 項

報告事項

(1)第92期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

(2)第92期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役９名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

4. 議決権行使について

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページ（http://www.musashinobank.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

添付書類

第92期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果等

○主要な事業内容

当行は、埼玉県を中心に、預金業務及び貸出金業務を主体としつつ、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務のほか、公共債・投資信託・保険商品の販売業務等を営み、地域金融機関として多様な金融商品・サービスを提供しております。

○金融経済環境

国内経済を振り返りますと、年度前半は、いわゆる消費税引上げ後の駆け込み需要の反動減、実質所得の減少を背景に個人消費や住宅投資が減少しました。また、輸出は円安にもかかわらず、海外経済の停滞や海外生産の拡大などから伸び悩み、景気は足踏み状態となりました。年度後半に入り、個人消費は消費増税後の反動減が一巡するなか、緩やかに持ち直すとともに、輸出は海外需要の回復を受けて増加し、景気は持ち直しに転じました。

このような経済情勢をうけて株式市況は、日経平均株価が年度当初は14,000円台で推移していましたが、日銀の大胆な金融緩和政策が継続するなか、円安進行による輸出企業の業績改善の期待を受けて、９月には16,000円台を回復しました。10月に入り、世界的な景気減速懸念を受けた欧米株価の下落を受け14,000円台まで一時下落しましたが、月末の日銀の追加金融緩和決定を受け、11月には17,000円台へ急上昇しました。年明け後は、ＥＣＢ（欧州中央銀行）の量的緩和、年金基金の資産構成見直し、原油価格下落による所得移転効果、大企業を中心とする賃上げ・ベースアップの動きなどを背景に堅調に推移し、19,000円台を回復しました。

無担保コール翌日物金利は、日銀が「量的・質的金融緩和」を継続したことから、引き続き0.1％を下回る低水準で推移しました。長期金利（新発国債10年物利回り）は、低下基調を辿り、10月末の日銀の追加金融緩和、ＥＣＢの量的緩和期待を背景に１月には0.2％を下回り、史上最低を更新しましたが、その後は、国債入札の不調などから上昇に転じ、概ね0.3～0.4％で推移しました。

県内経済におきましても、個人消費は年度後半にかけて持ち直しから回復への動きがみられましたが、住宅投資は反動減の影響が長引き低調、生産活動が横ばいで推移するなど、足踏みが続きました。先行きについては、個人消費は雇用・所得環境の改善などから緩やかに回復し、設備投資は、輸出の回復や在庫調整の進展に伴う生産活動の回復に加えて、圏央道の県内全線開通により、工業団地や物流・商業施設などの建設投資の本格化も期待されます。また、県の戦略的な産業振興策が寄与し、各種施設の建設に伴う新規雇用が生まれるとともに、上野東京ラインの運行によるＪＲ沿線の利便性向上、東京オリンピック関連施設の開発効果もあいまって地域経済の更なる活性化が期待されています。

○事業の経過及び成果

［事 業 の 経 過］

このような金融経済環境のもと、当期は、中期経営計画の中間年度にあたり、長期ビジョン「埼玉に新たな価値を創造する『地域Ｎｏ.１銀行』」の実現に向け、営業情報や相談業務等の付加価値営業の機能強化や店舗ネットワークの充実等に取り組んでまいりました。

当期の主な施策につきましては、お客さまの多様化するニーズに的確にお応えするため、コンサルティング関連業務を一元化し地域価値創造業務との連係を強化するとともに、営業情報を一元的に管理し全行横断的な情報仲介のハブとなる「情報センター」を設置いたしました。また、国際業務の機能強化を図るため、業務推進から企画・事務までをワンストップで提供できる態勢といたしました。

店舗関連につきましては、地理的にも経済的にも埼玉県と繋がりが深い東京都東村山市に「久米川支店」を開設いたしました。また、お客さまの様々なニーズにワンストップで対応するため、「住宅ローンセンター」と「ほけんプラザ」を併設した休日営業拠点「さいたま新都心パーソナルプラザ」をオープンいたしました。このほか、春日部支店の店舗リニューアルを行いました。

新商品・サービスにつきましては、一段と高まる相続・事業承継等のニーズにお応えするため、県内の金融機関では初めて、相続によりお受け取りされた資金をお預かりする「相続定期預金」の取り扱いを開始いたしました。また、事前審査モデルに基づき契約可能なお客さまを対象に、ＡＴＭ画面の操作のみで契約できる「むさしのＡＴＭカードローン」を導入したほか、高額な教育資金ニーズにもお応えできる「むさしのプレミアム教育ローン」の取り扱いを開始いたしました。

事業者のお客さまにつきましては、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）の活動を応援する「むさしのＮＰＯサポートローン」や地域のコミュニティ活性化の担い手である商店街の皆さまを支援する「むさしの＜まちづくり＞にぎわいローン」、また、中小企業の皆さまの事業内容や成長可能性などの事業性の評価を重視した融資商品「中小企業アクティブファンド」の取り扱いを開始いたしました。このほか、コンサルティング機能を発揮した課題解決型の金融サービスの提供やビジネスマッチングの機会提供、成長育成分野への支援強化等に積極的に取り組んでまいりました。

地域活性化への取り組みにつきましては、埼玉県との包括的連携協定に基づく取り組みの一環として、埼玉県の「政策課題共同研究」に民間企業として初めて参加し研究発表を行ったほか、鶴ヶ島市と市町村では初めて「包括的連携協定」を締結いたしました。また、埼玉県との「共助社会づくりのための協力に関する協定」の締結など県民サービス向上と地域活性化に向けた行政等との連携協力を進めており、この４月からは「まち・ひと・しごと創生推進チーム」を設置し、地方創生に係る地方公共団体の「地方版総合戦略」策定にも積極的に取り組んでおります。このほか、埼玉県の「彩の国ロードサポート制度」やさいたま市の「さいたまロードサポート制度」に登録し道路の美化・清掃活動を実施するなど、当期におきましても、環境保全活動やスポーツの振興、金融教育の支援、地域イベントへの協賛等様々な地域貢献活動を行っております。

[事 業 の 成 果]

(預金及び預り資産)

預金につきましては、地域に密着した営業基盤の拡充や総合取引の推進等に努めました結果、当期末の譲渡性預金を含めた預金等残高は前期末比1,510億円増加し、３兆9,397億円となりました。また、お客さまの多様化する資産運用ニーズにお応えするため、投資信託・国債・終身保険等の預り資産の増強に努めました結果、預り資産残高は前期末比450億円増加し、6,829億円となりました。

(貸出金)

貸出金につきましては、貸出資産の健全性を堅持する方針のもと、県内地元企業及び個人のお客さまのニーズにお応えすべく、積極的に取り組み良質な貸出金の増強に努めました結果、当期末の貸出金残高は前期末比1,445億円増加し、３兆2,232億円となりました。

(有価証券)

有価証券業務につきましては、市場金利が低下基調で推移するなか、公共債等を引き受けるとともに、安全かつ効率性・収益性を重視した資金運用に努めました結果、当期末の有価証券運用残高は前期末比212億円減少し、7,458億円となりました。なお、商品有価証券の当期末残高は１億円であります。

(損益状況)

経常収益は、預り資産手数料を中心に役務取引等収益、国債等債券売却益を主因にその他業務収益が増加する一方、低位で推移する市場金利を背景に資金運用収益、株式等売却益を主因にその他経常収益が減少したこと等から、前期比13億９百万円減少し648億33百万円となりました。

また、経常費用は、資金調達費用のほか、貸倒引当金繰入額を主因にその他経常費用が減少したこと等から、前期比20億６百万円減少し473億73百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比６億97百万円増加し174億59百万円、当期純利益は前期比10億50百万円増加し107億98百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益が前期比６億86百万円増加し195億45百万円となり、特別利益に連結子会社の持分比率引き上げに伴う負ののれん発生益を26億60百万円計上しましたことから、当期純利益は前期比41億52百万円増加し144億67百万円となりました。

○対処すべき課題

金融機関におきましては、法令遵守、内部統制、社会的責任など「企業経営の質」や「経営の透明性」が厳しく問われるとともに、成長性や収益性の継続的な向上、財務体質の一段の強化が求められております。

当行といたしましても、お客さまの高度化・多様化するニーズに的確にお応えするため、人材育成に注力するとともに、付加価値の高い商品、サービスを継続的に提供することにより、貸出金や預金、預り資産等のボリュームの拡大を図り、収益力や財務内容の一層の改善に努めると同時に、リスク管理態勢や企業集団としてのガバナンスの強化により、経営の品質向上を目指していくことが最大の経営課題と認識しております。

現在、当行では平成25年４月より、10年後の目指すべき姿として「埼玉に新たな価値を創造する『地域No.１銀行』」を標榜した長期ビジョン（名称：ＭＶＰ～Musashino Value-making Plan）を制定し、その実現へ向け中期経営計画「ＭＶＰ１／３」をスタートさせ、様々な経営課題に対処しております。

当行は地元金融機関として、今までにも増してお客さまとの強固なリレーションシップを築き上げ、地元経済の発展に貢献するため、地方創生への取り組みに尽力するとともに、コンプライアンスの更なる向上を通じてお客さまの信頼感と満足度の向上を目指してまいります。また、経営環境の劇的な変化にも柔軟かつ適切に対応しつつ、女性の活躍推進やＣＳ向上へ取り組むことで、サスティナビリティー（持続可能性）の高い企業へと変革していきたいと考えております。

こうした取り組みを通じて、競争力のある経営体質を確立するとともに、地域金融機関として、お客さま、株主さま、地域社会など全てのステークホルダーのご期待にお応えできるよう役職員一同最大限の努力を続けてまいる所存であります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（2）財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預金	35,162	36,348	36,953	38,362
定期性預金	17,674	17,889	17,160	17,511
その他	17,487	18,458	19,793	20,850
社債	100	100	250	250
貸出金	28,673	29,626	30,786	32,232
個人向け	9,724	9,865	10,018	10,269
中小企業向け	13,094	13,458	13,724	14,668
その他	5,854	6,302	7,044	7,293
商品有価証券	2	2	0	1
有価証券	7,317	7,190	7,670	7,458
国債	2,739	2,544	2,789	2,241
その他	4,577	4,645	4,881	5,217
総資産	37,923	39,147	40,631	42,379
内国為替取扱高	110,490	110,024	116,966	120,373
外国為替取扱高	百万ドル 4,175	百万ドル 3,874	百万ドル 2,728	百万ドル 2,207
経常利益	百万円 17,983	百万円 17,178	百万円 16,762	百万円 17,459
当期純利益	百万円 9,382	百万円 10,519	百万円 9,748	百万円 10,798
1株当たり当期純利益	円銭 276 94	円銭 311 65	円銭 290 75	円銭 322 02

（注）1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

(ご参考)企業集団の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	789	776	769	760
連結経常利益	195	189	188	195
連結当期純利益	96	111	103	144
連結包括利益	192	199	115	316
連結純資産額	1,779	1,946	2,027	2,293
連結総資産	38,063	39,293	40,797	42,570

（注） 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

（3）従業員の状況

	当年度末	前年度末
従業員数	2,274人	2,263人
平均年齢	40年６月	40年８月
平均勤続年数	16年６月	16年７月
平均給与月額	417千円	422千円

(注) 1．平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2．従業員数には、臨時雇員は含みません。
3．平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

（4）営業所等の状況

イ　営業所数の推移

平成26年４月に久米川支店を開設いたしました。これにより当年度末の店舗数は前年度末比１か店増加し、95か店（県内92か店）となりました。

	当年度末	前年度末
埼玉県	92か店（うち出張所１）	92か店（うち出張所１）
東京都	2か店（〃　—）	1か店（〃　—）
茨城県	1か店（〃　—）	1か店（〃　—）
合計	95か店（〃　１）	94か店（〃　１）

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外ＡＴＭを112か所（前年度末114か所）設置しております。
また、株式会社イーネット、株式会社セブン銀行及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携によるＡＴＭサービスもご利用いただけます。

(当年度末現在)

	埼玉県内		埼玉県外	
	当年度末	前年度末	当年度末	前年度末
イーネットＡＴＭ	702か所	703か所	12,405か所	12,212か所
セブン銀行ＡＴＭ	1,223か所	1,155か所	18,132か所	16,711か所
ローソンＡＴＭ	457か所	426か所	10,321か所	9,723か所

ロ　当年度新設営業所

営業所名	所在地
久米川支店	東京都東村山市栄町一丁目５番28

(注) 当年度において店舗外ＡＴＭを下記の１か所新設、３か所廃止いたしました。
＜新設＞
①新越谷ヴァリエ出張所（越谷市）
＜廃止＞
①マルエツ西川口東口出張所（川口市）　②狭山市役所出張所（狭山市）
③マルエツ一の割店出張所（春日部市）

（5）設備投資の状況

イ　設備投資の総額

設　備　投　資　の　総　額	2,657百万円

ロ　重要な設備の新設等

内　　容	金　　額
店　舗　新　築　建　替　等	449百万円

（6）重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設　立 年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率
ぶぎん保証株式会社	さいたま市大宮区桜木町四丁目265番地１	個人向け融資に係る信用保証業務	昭和57年 ４月２日	90百万円	99.36%
ぶぎん総合リース株式会社	さいたま市大宮区桜木町四丁目218番地	一般リース、延払取引、オートリース業務	昭和50年 ４月１日	120	40.00
ぶぎんシステムサービス株式会社	さいたま市大宮区北袋町一丁目307番地	コンピュータシステムの開発･販売･保守管理業務	平成元年 ８月１日	20	45.00
株式会社ぶぎん地域経済研究所	さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地８	県内経済･産業の調査研究､経営･税務等の相談､各種セミナーの開催	平成４年 ４月20日	20	42.50
株式会社ぶぎんキャピタル	さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地８	ベンチャー企業等への投資、経営相談	平成９年 ４月１日	20	5.00
むさしのカード株式会社	さいたま市大宮区桜木町四丁目218番地	クレジットカード(JCB・VISA)、金銭の貸付、カード業務に係る信用保証業務	昭和60年 11月25日	40	62.27

(注) １．資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
２．上記の重要な子会社６社は、連結対象子会社であります。なお、持分法適用子会社は該当ありません。

重要な業務提携の概況

①地方銀行64行の提携により、現金自動設備（以下ＡＴＭという）の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。

②地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、ＡＴＭの相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

③地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
④株式会社ゆうちょ銀行との提携により、ＡＴＭの相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。
⑤当行と埼玉県に本店を置く信用金庫４金庫、中央労働金庫、埼玉県信連（県内の農業協同組合）との連携により、口座振替による代金回収サービス「埼玉ネットワークサービス（略称ＳＮＳ）」を行っております。
⑥株式会社イーネット、株式会社セブン銀行及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置したＡＴＭサービスを行っております。
⑦株式会社イオン銀行とのＡＴＭ利用提携により、県内298か所、県外4,583か所のイオン等に設置されたATMもご利用できます。
⑧株式会社ビューカードとのＡＴＭ利用提携により、首都圏を中心としたＪＲの駅に設置のＡＴＭ「VIEW ALETTE（ビューアルッテ）」（大宮駅等346台）もご利用できます。

2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職	そ　の　他
加　藤　喜久雄	取締役頭取（代表取締役）		
町　田　秀　夫	専務取締役（代表取締役） [担当] 人事部		
中　村　元　信	常務取締役 [担当] リスク統括部、事務統括部、事務集中部		
稲　葉　謙一郎	常務取締役 [担当] 地域サポート部、営業推進部、営業企画部		
赤　城　功　一	常務取締役 [担当] 融資部、融資企画部		
小　山　和　也	常務取締役 [担当] 市場国際部、監査部		
長　堀　和　正	常務取締役 [担当] 総合企画部、総務部		
石　田　惠　美	取締役（社外役員）	弁護士 公認会計士	
清　水　秀　美	常勤監査役		
石　川　　誠	常勤監査役		
西　島　昭　三	監査役（社外役員）	(学)武陽学園 理事長	埼玉県出納長としての経歴を持ち、財務及び会計に関する知見を有しております。
黒　石　　輯	監査役（社外役員）		銀行経営者及び監査役として豊富な経験と知見を有しております。
毛　塚　富　雄	監査役（社外役員）		企業経営者として豊富な経験と知見を有しております。

（注）1．取締役石田惠美氏は社外取締役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2．監査役 西島昭三、黒石輯、毛塚富雄の３氏は社外監査役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3．平成26年６月27日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって、取締役栗原正巳、石川誠の両氏及び監査役深澤伸浩氏は辞任いたしました。また、取締役を辞任した石川誠氏は同株主総会において監査役に選任され就任いたしました。

（2）会社役員に対する報酬等

区　　分	支 給 人 数	報　　酬　　等
取　締　役	10名	258百万円（25百万円）
監　査　役	6名	51百万円
計	16名	309百万円（25百万円）

（注）１．取締役の報酬等には、当事業年度に係る株式報酬型ストックオプション報酬額25百万円が含まれており、（　）内書きしております。また、支給人数及び報酬等の額には、平成26年６月27日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名分、監査役１名分を含めております。

２．平成23年６月29日開催の第88回定時株主総会の決議によって定められた報酬限度額は、取締役が年額350百万円、監査役が年額60百万円であります。また、上記取締役の報酬限度額とは別枠に、平成23年６月29日開催の第88回定時株主総会の決議によって定められた株式報酬型ストックオプションとしての取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等の限度額は、年額100百万円であります。

３．上記のほか、平成23年６月29日開催の第88回定時株主総会決議に基づき、退任取締役２名に対し81百万円、退任監査役１名に対し８百万円の役員退職慰労金を支給しております。

３．社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼　職　そ　の　他　の　状　況
取締役　石田　惠美	弁護士、公認会計士
監査役　西島　昭三	㈻武陽学園理事長（当行は㈻武陽学園と通常の銀行取引があります。）

（2）社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における 発言その他の活動状況
取締役　石田　惠美	1年９か月	取締役会　13回開催中　13回出席	弁護士・公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　西島　昭三	14年９か月	取締役会　13回開催中　13回出席 監査役会　12回開催中　12回出席	地方行政経験者としての実務的見地から適宜発言を行っております。
監査役　黒石　　輯	５年９か月	取締役会　13回開催中　13回出席 監査役会　12回開催中　12回出席	銀行経営者としての豊富な経験や専門的な知識を活かし適宜発言を行っております。
監査役　毛塚　富雄	１年９か月	取締役会　13回開催中　13回出席 監査役会　12回開催中　12回出席	企業経営者としての豊富な経験や専門的な知識を活かし適宜発言を行っております。

（3）責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
取締役　石田　惠美	会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとしております。
監査役　西島　昭三	
監査役　黒石　　輯	
監査役　毛塚　富雄	

（4）社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	４名	32百万円	―百万円

４．当行の株式に関する事項

（1）株　　式　　数　　発行可能株式総数　　80,000千株

発行済株式の総数　　33,805千株

（注）　株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

（2）当年度末株主数　　12,120名

（3）大　　株　　主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,442千株	7.28%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	1,224	3.65
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,218	3.63
武蔵野銀行従業員持株会	778	2.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	767	2.28
明治安田生命保険相互会社	735	2.19
住友生命保険相互会社	702	2.09
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	580	1.72
ＣＢＮＹ－ＧＯＶＥＲＮＭＥＮＴ　ＯＦ　ＮＯＲＷＡＹ	537	1.60
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	534	1.59

（注）１．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は自己株式（271千株）を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

5．当行の新株予約権等に関する事項

（1）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役(社外役員を除く)	① 名称　株式会社武蔵野銀行第１回新株予約権 ② 新株予約権の割当日　平成23年７月27日 ③ 新株予約権の数　33個（新株予約権１個につき100株） ④ 目的となる株式の種類及び数　当行普通株式　3,300株 ⑤ 新株予約権の行使期間　平成23年７月28日から平成48年７月27日 ⑥ 権利行使価額　１株当たり１円 ⑦ 権利行使についての条件　(注)	２名
	① 名称　株式会社武蔵野銀行第２回新株予約権 ② 新株予約権の割当日　平成24年７月30日 ③ 新株予約権の数　67個（新株予約権１個につき100株） ④ 目的となる株式の種類及び数　当行普通株式　6,700株 ⑤ 新株予約権の行使期間　平成24年７月31日から平成49年７月30日 ⑥ 権利行使価額　１株当たり１円 ⑦ 権利行使についての条件　(注)	４名
	① 名称　株式会社武蔵野銀行第３回新株予約権 ② 新株予約権の割当日　平成25年７月31日 ③ 新株予約権の数　59個（新株予約権１個につき100株） ④ 目的となる株式の種類及び数　当行普通株式　5,900株 ⑤ 新株予約権の行使期間　平成25年８月１日から平成50年７月31日 ⑥ 権利行使価額　１株当たり１円 ⑦ 権利行使についての条件　(注)	５名
	① 名称　株式会社武蔵野銀行第４回新株予約権 ② 新株予約権の割当日　平成26年７月30日 ③ 新株予約権の数　76個（新株予約権１個につき100株） ④ 目的となる株式の種類及び数　当行普通株式　7,600株 ⑤ 新株予約権の行使期間　平成26年７月31日から平成51年７月30日 ⑥ 権利行使価額　１株当たり１円 ⑦ 権利行使についての条件　(注)	７名
社外取締役	―	―
監査役	―	―

(注)　新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り一括して行使できるものとする。

（2）事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

6．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の状況

氏　名　又　は　名　称	当該事業年度に係る報酬等	そ　　の　　他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　業務執行社員 公認会計士　水守理智 指定有限責任社員　業務執行社員 公認会計士　大村真敏 指定有限責任社員　業務執行社員 公認会計士　岩崎裕男	66百万円	―

(注) 1．当行と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の当該事業年度に係る報酬等には、これらの合計金額を記載しております。
2．当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は73百万円であります。

（2）責任限定契約

該当事項はありません。

（3）会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第340条第１項に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人が職務執行を適切に執行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

7．会社の支配に関する基本方針

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、定めておりません。

8．業務の適正を確保する体制

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築に関する基本方針」を以下のとおり定めております。

（1）取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当行の倫理、行動の基本指針である「行動憲章」及び法令遵守の基本的規則である「コンプライアンスマニュアル」を定めるとともに、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を年度毎に策定し、法令遵守の徹底に努めております。
・頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守に関する重要事項について審議することとしております。
・当行全体のコンプライアンスの統括部署としてリスク統括部経営法務室を設置するとともに、各部店内にコンプライアンス体制を統括管理する「法令遵守担当者」を任命しております。
・法令違反行為その他のコンプライアンスに関する行内通報制度としては、「内部通報制度規程」に基づき「直接報告・相談制度」を設け、その運用を行うこととしております。
・財務報告の適正性を確保するために「財務報告に関する基本方針」を定めるとともに、必要な内部管理体制を整備しております。
・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を排除・遮断するための対策として、対応部署を総務部内に設置しております。また、行内規程を設け、問題発生時には、直ちに取締役等の経営陣に報告するとともに、警察等関連機関と連携できる態勢を整えております。さらに、取締役会において、当該態勢が機能しているか、定期的に検証することとしております。
・監査役及び内部監査部署は、当行の法令遵守体制等の運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を要請できることとしております。

（2）損失の危険の管理に関する規定その他の体制

・リスク管理の基本事項に関し、「統合的リスク管理規程」を定めるとともに、リスク統括部を当行全体のリスク管理の統括部署としております。
・業務に係る各種リスクに対しては、別途定めるそれぞれのリスク管理規程により、担当部署、管理運営方法等を定めるものとしております。
・経営に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生した場合、「緊急時対応計画」に基づき、被害を最小限に止めるとともに、業務の継続性確保及び早期復旧に向けた対応を図ることとしております。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会を定期的に開催し、取締役の職務の執行を監督しております。
・取締役会は、取締役で構成する経営会議に、取締役会において大綱を定めた経営上重要な事項の執行についての審議を委任しております。
・取締役会の決議に基づく業務執行は、取締役会の決議により選任された執行役員及びその他の責任者が、「組織及び事務分掌規程」等の行内規程に基づきこれを行っております。
・取締役会及び各取締役は、執行役員及びその他の責任者の職務を監督する権限を有し、その責任を負うものとしております。

（4）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び行内規則に基づき適切かつ確実に保存及び管理することとしております。

（5）当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当行グループ会社における業務執行については、別途定めている関連会社管理規程ほか行内規程等に基づき運営、管理し、グループ全体としての業務の適正化を図ることとしております。
・当行の内部監査部署は、グループ会社に対する監査を実施し、業務の適正化に努めております。

（6）監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を１名配置しておりますが、今後とも1名以上配置することとし、当該補助者の任命、解任、異動については、監査役会の意見に基づき行うこととしております。
②取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・取締役及び使用人は、当行の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役会に遅滞なく報告することとしております。また、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人、会計監査人等に対して報告を求めることができる体制としております。
③その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・取締役会、経営会議、その他重要な会議に監査役が出席し、意見を述べる体制としているほか、監査役と取締役が定期的に意見の交換を行い相互の認識を深めるよう努めております。

第92期末（平成27年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	**196,574**	**預金**	**3,836,225**
現金	31,330	当座預金	141,653
預け金	165,244	普通預金	1,849,434
コールローン	**5,000**	貯蓄預金	54,957
買入金銭債権	**11,613**	通知預金	6,320
商品有価証券	**138**	定期預金	1,740,544
商品国債	113	定期積金	10,582
商品地方債	24	その他の預金	32,734
金銭の信託	**1,500**	**譲渡性預金**	**103,507**
有価証券	**745,864**	**借用金**	**10,161**
国債	224,143	借入金	10,161
地方債	148,146	**外国為替**	**342**
社債	192,013	売渡外国為替	232
株式	64,800	未払外国為替	110
その他の証券	116,759	**社債**	**25,000**
貸出金	**3,223,233**	**その他負債**	**11,176**
割引手形	17,685	未払法人税等	2,819
手形貸付	157,084	未払費用	1,934
証書貸付	2,837,506	前受収益	1,202
当座貸越	210,956	給付補填備金	38
外国為替	**2,005**	金融派生商品	2,400
外国他店預け	1,804	リース債務	181
買入外国為替	47	資産除去債務	777
取立外国為替	153	その他の負債	1,820
その他資産	**7,983**	**賞与引当金**	**1,187**
前払費用	26	**退職給付引当金**	**6,086**
未収収益	3,341	**睡眠預金払戻損失引当金**	**474**
金融派生商品	361	**偶発損失引当金**	**536**
その他の資産	4,254	**繰延税金負債**	**8,707**
有形固定資産	**35,546**	**再評価に係る繰延税金負債**	**4,449**
建物	9,538	**支払承諾**	**8,141**
土地	24,450	**負債の部合計**	**4,015,997**
リース資産	171		
その他の有形固定資産	1,386	**（純資産の部）**	
無形固定資産	**2,889**	**資本金**	**45,743**
ソフトウェア	2,723	**資本剰余金**	**38,351**
その他の無形固定資産	165	資本準備金	38,351
前払年金費用	**8,210**	**利益剰余金**	**98,738**
支払承諾見返	**8,141**	利益準備金	10,087
貸倒引当金	**△10,791**	その他利益剰余金	88,651
		不動産圧縮積立金	421
		別途積立金	74,560
		繰越利益剰余金	13,670
		自己株式	**△802**
		株主資本合計	**182,031**
		その他有価証券評価差額金	**32,947**
		繰延ヘッジ損益	**△1,190**
		土地再評価差額金	**8,064**
		評価・換算差額等合計	**39,820**
		新株予約権	**58**
		純資産の部合計	**221,910**
資産の部合計	**4,237,908**	**負債及び純資産の部合計**	**4,237,908**

第92期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目		金額	
経常収益			**64,833**
資金運用収益		**47,479**	
貸出金利息		39,878	
有価証券利息配当金		7,331	
コールローン利息		56	
預け金利息		26	
その他の受入利息		186	
役務取引等収益		**10,909**	
受入為替手数料		2,213	
その他の役務収益		8,695	
その他業務収益		**2,822**	
外国為替売買益		63	
商品有価証券売買益		6	
国債等債券売却益		1,561	
国債等債券償還益		0	
金融派生商品収益		1,190	
その他経常収益		**3,621**	
償却債権取立益		510	
株式等売却益		1,387	
金銭の信託運用益		3	
その他の経常収益		1,719	
経常費用			**47,373**
資金調達費用		**3,028**	
預金利息		1,723	
譲渡性預金利息		138	
コールマネー利息		4	
債券貸借取引支払利息		2	
借用金利息		196	
社債利息		221	
金利スワップ支払利息		740	
その他の支払利息		0	
役務取引等費用		**5,103**	
支払為替手数料		559	
その他の役務費用		4,543	
その他業務費用		**1,267**	
国債等債券売却損		1,237	
国債等債券償還損		29	
営業経費		**36,529**	
その他経常費用		**1,444**	
貸倒引当金繰入額		333	
貸出金償却		0	
株式等売却損		196	
株式等償却		107	
その他の経常費用		805	
経常利益			**17,459**

(単位：百万円)

科目	金額	
特別損失		**75**
固定資産処分損	75	
税引前当期純利益		**17,384**
法人税、住民税及び事業税	**5,207**	
法人税等調整額	**1,378**	
法人税等合計		**6,585**
当期純利益		**10,798**

第92期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	45,743	38,351	―	38,351
会計方針の変更による累積的影響額	―	―	―	―
会計方針の変更を反映した当期首残高	45,743	38,351	―	38,351
当期変動額				
剰余金の配当	―	―	―	―
当期純利益	―	―	―	―
不動産圧縮積立金の積立	―	―	―	―
不動産圧縮積立金の取崩	―	―	―	―
別途積立金の積立	―	―	―	―
自己株式の取得	―	―	―	―
自己株式の処分	―	―	△4	△4
利益剰余金から資本剰余金への振替	―	―	4	4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―
当期変動額合計	―	―	―	―
当期末残高	45,743	38,351	―	38,351

（単位：百万円）

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		不動産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,087	408	67,560	9,894	87,950	△819	171,225
会計方針の変更による累積的影響額	―	―	―	2,677	2,677	―	2,677
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,087	408	67,560	12,571	90,627	△819	173,903
当期変動額							
剰余金の配当	―	―	―	△2,682	△2,682	―	△2,682
当期純利益	―	―	―	10,798	10,798	―	10,798
不動産圧縮積立金の積立	―	20	―	△20	―	―	―
不動産圧縮積立金の取崩	―	△7	―	7	―	―	―
別途積立金の積立	―	―	7,000	△7,000	―	―	―
自己株式の取得	―	―	―	―	―	△12	△12
自己株式の処分	―	―	―	―	―	29	24
利益剰余金から資本剰余金への振替	―	―	―	△4	△4	―	―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―	―	―
当期変動額合計	―	12	7,000	1,098	8,111	16	8,128
当期末残高	10,087	421	74,560	13,670	98,738	△802	182,031

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	18,439	△999	7,603	25,044	57	196,327
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	2,677
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,439	△999	7,603	25,044	57	199,004
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△2,682
当期純利益	—	—	—	—	—	10,798
不動産圧縮積立金の積立	—	—	—	—	—	—
不動産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△12
自己株式の処分	—	—	—	—	—	24
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,507	△191	460	14,776	0	14,777
当期変動額合計	14,507	△191	460	14,776	0	22,905
当期末残高	32,947	△1,190	8,064	39,820	58	221,910

第92期（平成27年３月31日現在）個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（２）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	15年～50年
そ の 他	４年～20年

（２）無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

６．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,332百万円であります。

（2）賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
（3）退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
なお、退職給付引当金の当事業年度末残高には、執行役員分64百万円が含まれております。
（4）睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
（5）偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会等に対する責任共有制度負担金及び保証協会負担金等の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。
7．ヘッジ会計の方法
金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
なお、一部の資産については金利スワップの特例処理を行っております。
8．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に対応する単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の債券利回りを基礎として単一の加重平均割引率を決定する方法へ変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。
この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が4,836百万円、退職給付引当金が693百万円増加したため、繰延税金負債が1,711百万円、繰延税金資産が245百万円、繰越利益剰余金が2,677百万円それぞれ増加しております。
また、これによる当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1．関係会社の株式及び出資金総額　6,035百万円

2．貸出金のうち、破綻先債権額は806百万円、延滞債権額は52,844百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は該当ありません。
なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,766百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は71,417百万円であります。
なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,733百万円であります。

7．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	53,871百万円
担保資産に対応する債務	
預金	3,192百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券16,808百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金2,097百万円が含まれております。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、289,113百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが276,166百万円あります。なお、このほかに総合口座の当座貸越契約に係る融資未実行残高が307,507百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は10,120百万円であります。

10. 有形固定資産の減価償却累計額　26,910百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額　1,469百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付社債であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は7,144百万円であります。
15. 関係会社に対する金銭債権総額　13,545百万円
16. 関係会社に対する金銭債務総額　9,449百万円

（損益計算書関係）

1．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	91百万円
役務取引等に係る収益総額	20百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	57百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	１百万円
役務取引等に係る費用総額	526百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	―百万円
営業経費	481百万円

2．関連当事者との取引については、以下のとおりであります。
子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	当行の議決権比率	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ぶぎん保証株式会社	99.36%	当行ローンの保証	期末被保証債権	869,829	―	―
				保証料の支払額	379	―	―
				代位弁済の受取額	1,082	―	―

（注）　保証料については、一般的な市場実勢等を勘案し決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式	277	3	9	271	
普通株式	277	3	9	271	(注)

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、自己株式の株式数の減少のうち９千株はストック・オプションの権利行使、０千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

１．売買目的有価証券（平成27年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△0

２．満期保有目的の債券（平成27年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	2,667	2,708	41
	社債	820	822	2
	小計	3,487	3,530	43
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	―	―	―
	社債	6,824	6,795	△28
	小計	6,824	6,795	△28
合計		10,311	10,326	15

３．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成27年３月31日現在）

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は該当ありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	5,929
関連法人等株式	―
組合出資金	105
合計	6,035

4．その他有価証券（平成27年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	55,188	24,804	30,384
	債券	511,858	499,000	12,857
	国債	217,115	211,178	5,936
	地方債	138,459	134,304	4,154
	社債	156,283	153,516	2,766
	その他	90,197	85,099	5,098
	小計	657,244	608,903	48,340
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,913	2,086	△172
	債券	42,133	42,273	△139
	国債	7,028	7,086	△58
	地方債	7,019	7,036	△16
	社債	28,085	28,151	△65
	その他	37,328	37,656	△328
	小計	81,376	82,017	△641
合計		738,620	690,920	47,699

（注） 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	1,768
その他	235
合計	2,004

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
該当事項はありません。

6．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	6,248	1,316	196
債券	262,144	1,502	1,228
国債	226,526	1,013	1,228
地方債	24,069	331	―
社債	11,548	156	―
その他	5,995	129	9
合計	274,387	2,948	1,434

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券を含めて開示しております。

7．保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

8．減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。
当事業年度における減損処理額はありません。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。
ア　期末時価が帳簿価額の50％以上下落した場合
イ　期末時価が帳簿価額の30％以上50％未満下落し、かつ次のいずれかに該当する場合
① 時価が過去１年間にわたり帳簿価額の30％以上下落、又は格付の著しい低下
② 発行会社が債務超過
③ 発行会社が２期連続の赤字決算

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託（平成27年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,500	0

2．満期保有目的の金銭の信託（平成27年３月31日現在）
該当事項はありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成27年３月31日現在）
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

(単位：百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,534
有価証券関連	896
ソフトウェア関連支出等	593
退職給付引当金	1,953
賞与引当金	389
減価償却費	222
繰延ヘッジ損益	562
その他	1,188
繰延税金資産小計	11,341
評価性引当額	△2,391
繰延税金資産合計	8,950
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△14,752
不動産圧縮積立金	△198
資産除去債務	△70
前払年金費用	△2,635
繰延税金負債合計	△17,657
繰延税金負債の純額	△8,707

(表示方法の変更)

前事業年度において「退職給付引当金」に含めていた「前払年金費用」は重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

2．「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第９号) が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.83%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.06%となります。この税率変更により、繰延税金負債は1,017百万円減少し、その他有価証券評価差額金は1,527百万円増加し、法人税等調整額は452百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は460百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(１株当たり情報)

１株当たりの純資産額	6,615円66銭
１株当たりの当期純利益金額	322円02銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	321円83銭

第92期末（平成27年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	196,684	預金	3,831,375
コールローン及び買入手形	5,000	譲渡性預金	98,907
買入金銭債権	11,613	借用金	17,586
商品有価証券	138	外国為替	342
金銭の信託	1,500	社債	25,000
有価証券	748,068	その他負債	24,458
貸出金	3,210,605	賞与引当金	1,228
外国為替	2,005	役員賞与引当金	10
リース債権及びリース投資資産	17,992	退職給付に係る負債	5,803
その他資産	20,283	利息返還損失引当金	85
有形固定資産	37,162	睡眠預金払戻損失引当金	474
建物	10,169	ポイント引当金	68
土地	25,146	偶発損失引当金	536
その他の有形固定資産	1,846	繰延税金負債	9,214
無形固定資産	2,942	再評価に係る繰延税金負債	4,449
ソフトウェア	2,755	支払承諾	8,141
その他の無形固定資産	187	負債の部合計	4,027,684
退職給付に係る資産	9,466		
繰延税金資産	1,379	（純資産の部）	
支払承諾見返	8,141	資本金	45,743
貸倒引当金	△15,922	資本剰余金	38,351
		利益剰余金	104,042
		自己株式	△802
		株主資本合計	187,334
		その他有価証券評価差額金	32,976
		繰延ヘッジ損益	△1,190
		土地再評価差額金	8,064
		退職給付に係る調整累計額	1,073
		その他の包括利益累計額合計	40,922
		新株予約権	58
		少数株主持分	1,061
		純資産の部合計	229,377
資産の部合計	4,257,062	負債及び純資産の部合計	4,257,062

第92期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**76,077**
資金運用収益	**47,516**	
貸出金利息	39,876	
有価証券利息配当金	7,363	
コールローン利息及び買入手形利息	56	
預け金利息	26	
その他の受入利息	193	
役務取引等収益	**11,846**	
その他業務収益	**3,708**	
その他経常収益	**13,006**	
償却債権取立益	510	
その他の経常収益	12,495	
経常費用		**56,532**
資金調達費用	**3,069**	
預金利息	1,721	
譲渡性預金利息	138	
コールマネー利息及び売渡手形利息	4	
債券貸借取引支払利息	2	
借用金利息	237	
社債利息	221	
その他の支払利息	742	
役務取引等費用	**4,618**	
その他業務費用	**1,267**	
営業経費	**37,751**	
その他経常費用	**9,825**	
貸倒引当金繰入額	445	
その他の経常費用	9,380	
経常利益		**19,545**
特別利益		**2,660**
負ののれん発生益	2,660	
特別損失		**113**
固定資産処分損	86	
その他の特別損失	27	
税金等調整前当期純利益		**22,091**
法人税、住民税及び事業税	**5,626**	
法人税等調整額	**1,619**	
法人税等合計		**7,245**
少数株主損益調整前当期純利益		**14,846**
少数株主利益		**378**
当期純利益		**14,467**

第92期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	45,743	38,351	89,584	△819	172,859
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	2,677	—	2,677
会計方針の変更を反映した当期首残高	45,743	38,351	92,261	△819	175,537
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△2,682	—	△2,682
当期純利益	—	—	14,467	—	14,467
自己株式の取得	—	—	—	△12	△12
自己株式の処分	—	△4	—	29	24
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	4	△4	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	11,780	16	11,797
当期末残高	45,743	38,351	104,042	△802	187,334

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	18,460	△999	7,603	△924	24,140	57	5,708	202,766
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	—	2,677
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,460	△999	7,603	△924	24,140	57	5,708	205,443
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△2,682
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	14,467
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△12
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	24
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,516	△191	460	1,997	16,782	0	△4,646	12,136
当期変動額合計	14,516	△191	460	1,997	16,782	0	△4,646	23,934
当期末残高	32,976	△1,190	8,064	1,073	40,922	58	1,061	229,377

第92期（平成27年３月31日現在）連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。また、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

連結計算書類の作成方針

１．連結の範囲に関する事項

（１）連結される子会社及び子法人等　６社

会社名　　ぶぎん保証株式会社
ぶぎん総合リース株式会社
むさしのカード株式会社
ぶぎんシステムサービス株式会社
株式会社ぶぎん地域経済研究所
株式会社ぶぎんキャピタル

（２）非連結の子会社及び子法人等　１社

会社名　　むさしの地域活性化ファンド２号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

（１）持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

（２）持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

（３）持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　　１社

会社名　　むさしの地域活性化ファンド２号投資事業有限責任組合

（４）持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

３．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

子会社及び子法人等の決算日と連結決算日は一致しております。

３月末日　　６社

４．のれんの償却に関する事項

５年間の定額法により償却を行っております。

会計処理基準に関する事項

1．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（2）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	15年～50年
そ　の　他	４年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

（2）無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

5．貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,734百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6．賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7．役員賞与引当金の計上基準
連結される子会社及び子法人等の役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
8．利息返還損失引当金の計上基準
連結される子会社及び子法人等の利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。
9．睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
10．ポイント引当金の計上基準
ポイント引当金は、連結される子会社及び子法人等が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの将来の利用による負担に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
11．偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、信用保証協会等に対する責任共有制度負担金及び保証協会負担金等の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。
12．退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
なお、退職給付に係る負債の当連結会計年度末残高には執行役員分64百万円が含まれております。
また、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
13．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
14．リース取引の処理方法
(貸手側)
リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年３月30日）適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。
なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前当期純利益は26百万円増加しております。
15．収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
16．重要なヘッジ会計の方法
金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
なお、一部の資産については金利スワップの特例処理を行っております。
また、連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。

17. 消費税等の会計処理
当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に対応する単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の債券利回りを基礎として単一の加重平均割引率を決定する方法へ変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。
この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が4,836百万円、退職給付に係る負債が693百万円増加したため、繰延税金負債が1,711百万円、繰延税金資産が245百万円、利益剰余金が2,677百万円それぞれ増加しております。また、これによる当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

未適用の会計基準等

企業結合に関する会計基準等（平成25年９月13日）
（１）概要
当該会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③暫定的な会計処理の取扱い、④当期純利益の表示および少数株主持分から非支配株主持分への変更を中心に改正されたものであります。
（２）適用予定日
当行は、改正後の当該会計基準等を平成27年４月１日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。
（３）当該会計基準等の適用による影響
当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）
１．関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）　105百万円
２．貸出金（求償債権等を含む。以下３.、４.同じ。）のうち、破綻先債権額は1,582百万円、延滞債権額は53,311百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
３．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は該当ありません。
なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,950百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は72,844百万円であります。
なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,733百万円であります。
7．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	53,871百万円
担保資産に対応する債務	
預金	3,192百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券16,808百万円を差し入れております。
また、その他資産には、保証金2,115百万円が含まれております。
8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、306,512百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが276,166百万円あります。なお、このほかに総合口座の当座貸越契約に係る融資未実行残高が307,507百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は10,120百万円であります。
10．有形固定資産の減価償却累計額　26,945百万円
11．有形固定資産の圧縮記帳額　1,469百万円
12．借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。
13．社債は、劣後特約付社債であります。
14．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は7,144百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1．「その他の経常収益」には、株式等売却益1,440百万円、リース料収入6,465百万円及び延払収入2,180百万円を含んでおります。

2．「その他の経常費用」には、貸出金償却６百万円、その他の債権売却損等394百万円、株式等売却損196百万円、株式等償却107百万円、リース原価5,833百万円及び延払原価2,053百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

		当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　要
発行済株式						
	普通株式	33,805	―	―	33,805	
	合計	33,805	―	―	33,805	
自己株式						
	普通株式	277	3	9	271	(注)
	合計	277	3	9	271	

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、自己株式の株式数の減少のうち９千株はストック・オプションの権利行使、０千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	―					58	
合計		―					58	

3．配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日定時株主総会	普通株式	1,341百万円	40円	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年11月7日取締役会	普通株式	1,341百万円	40円	平成26年9月30日	平成26年12月10日
合計		2,682百万円			

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,341百万円	利益剰余金	40円	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行グループは、当行並びに連結される子会社及び子法人等６社で構成され、埼玉県を中心に、預金業務及び貸出金業務を主体としつつ、有価証券業務のほか、リース業務、信用保証業務などの金融サービスにかかる業務を行っております。

当行においては、預金や譲渡性預金のほか、劣後特約付借入金・社債などによる資金調達を行い、その一方でそれら調達した資金を貸出金や有価証券投資等で運用しているため、金融資産及び金融負債を適切に管理・コントロールする総合的な管理（ＡＬＭ）を行っております。

また、これら業務を行っていく上で生じる様々なリスクに対し、当行では「統合的リスク管理規程」を定め、直面するリスクに関して、各リスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、経営体力と比較・対照する自己管理型のリスク管理を行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金であり、債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当決算日現在における貸出金のうち、77.3％は中小企業等に対するものであり、個人・中小企業を巡る経済環境等の状況の変化により、貸出条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、投資有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、売買目的、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しているほか、一部の連結される子会社及び子法人等でも保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方で、預金や譲渡性預金及び劣後特約付借入金・社債などは、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の調達においては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、ＡＬＭの一環で行っている金利スワップ取引があります。当行では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融資産と金融負債の金利又は期間のミスマッチから生じる金利リスクの回避を目的としてヘッジ会計を適用しております。ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しておりますが、一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、金利リスクに晒されております。

これらのリスクに対し、当行では、「統合的リスク管理」において、経済・金融情勢等の変化に対応できるよう様々なリスクを統合的に把握し、経営体力に応じた適正な範囲・規模で管理・コントロールするとともに、リスク・リターンの関係を踏まえた適切な管理運営を行っております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当行は、与信業務に関する管理規程及び信用リスクに関する管理規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額管理、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定・管理、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、営業関連部門及び営業部門から独立した本部貸出承認部門により行われ、また、定期的に経営陣による経営会議や取締役会を開催し、審査・報告を行っております。さらに与信管理の状況については、資産監査部門が監査しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

（ⅰ）金利リスクの管理

当行は、ＡＬＭにかかる経営会議において金利の変動リスクを管理しております。また、市場リスク管理に関する規程及び要領等により、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、取締役会において決定された内部管理方針に基づき、ＡＬＭにかかる経営会議においてリスクの状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

リスク管理部門は、金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでＡＬＭにかかる経営会議、取締役会に報告しております。なお、金利の変動リスクをヘッジするため金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

（ⅱ）為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクを減殺する目的で、通貨スワップ、為替予約等を利用しております。

（ⅲ）価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品のリスクについては、内部管理方針に基づき、ＡＬＭにかかる経営会議、取締役会の監督の下で管理しております。当行が保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、総合企画部門等が取引先の市場環境や財務状況などを定期的にモニタリングしております。

（ⅳ）デリバティブ取引

金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部牽制を確立しております。

（ⅴ）市場リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク変数のうち金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のうちの債券、「銀行業における預金」、「借用金」、「社債」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、株価リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のうちの株式・投資信託の一部であります。

当行では、これらの金融資産及び金融負債の市場リスク量（損失額の推計値）について、分散共分散法によるＶａＲ（信頼区間99%、観測期間５年）により管理しております。

当該市場リスク量を算定するにあたっての保有期間は、貸出金・預金・有価証券のうち円建債券は６ヶ月、政策株式は１年、純投資株式・投資信託・外国証券は３ヶ月を採用しております。

また、預金のうち要求払預金については、コア預金内部モデルにより推定した満期をもとに、市場リスク量を算定しております。

平成27年３月31日（当期の連結決算日）現在で当行の市場リスク量は、全体で36,737百万円（金利リスク9,191百万円、株価等のリスク27,546百万円）であります。

当該市場リスク量は、金利・株価等の相関は考慮しておりません。

なお、当行では、モデルが算出するＶａＲと実際の損益を比較するバックテスティングを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ＡＬＭを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２）参照)。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金預け金	196,684	196,684	0
(2) コールローン及び買入手形	5,000	5,000	―
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	18,063	18,096	33
その他有価証券	727,867	727,867	―
(4) 貸出金	3,210,605		
貸倒引当金（＊1）	△10,663		
	3,199,941	3,228,054	28,112
資産計	4,147,557	4,175,703	28,146
(1) 預金	3,831,375	3,831,757	381
(2) 譲渡性預金	98,907	98,971	64
負債計	3,930,283	3,930,729	446
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(286)	(286)	―
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,752)	(2,040)	(287)
デリバティブ取引計	(2,039)	(2,327)	(287)

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　) で表示しております。

(注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

（１）現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

（２）コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（３ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（３）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、契約期間が３ヵ月以内のものは、短期間で市場金利を反映するため、対象先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、契約期間が３ヵ月を超えるものは、自行保証付私募債の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規取扱いを行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する自行保証付私募債については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

（４）貸出金

貸出金のうち、金利更改期間が３ヵ月以内の変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。金利更改期間が３ヵ月を超える変動金利によるもの及び固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、固定約定期間が短期間（３ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

（１）預金、及び（２）譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（３ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ、為替予約）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（３）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
①　非上場株式（＊１）	1,794
②　組合出資金（＊２）	342
合　計	2,137

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）当連結会計年度において、非上場株式について107百万円減損処理をしております。

（＊３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３） 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預け金	155,353	10,000	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	5,000	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	7,517	6,578	3,633	332	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	76,786	149,410	214,908	88,690	52,145	56,841
貸出金（＊）	769,918	627,876	447,186	308,496	342,652	638,276
合　計	1,014,576	793,865	665,728	397,518	394,798	695,118

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない53,867百万円、期間の定めのないもの22,330百万円は含めておりません。

（注４） 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預金（＊）	3,607,104	192,284	31,986	—	—	—
譲渡性預金	98,907	—	—	—	—	—
合　計	3,706,012	192,284	31,986	—	—	—

（＊）預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1．売買目的有価証券（平成27年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△0

2．満期保有目的の債券（平成27年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時　価 (百万円)	差　額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	6,601	6,621	19
	地方債	2,667	2,708	41
	社債	820	822	2
	小計	10,088	10,152	63
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,150	1,149	△1
	地方債	—	—	—
	社債	6,824	6,795	△28
	小計	7,974	7,944	△30
合計		18,063	18,096	33

3．その他有価証券（平成27年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差　額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	55,542	24,853	30,689
	債券	511,858	499,000	12,857
	国債	217,115	211,178	5,936
	地方債	138,459	134,304	4,154
	社債	156,283	153,516	2,766
	その他	90,197	85,099	5,098
	小計	657,598	608,952	48,645
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,914	2,087	△172
	債券	42,133	42,273	△139
	国債	7,028	7,086	△58
	地方債	7,019	7,036	△16
	社債	28,085	28,151	△65
	その他	37,328	37,656	△328
	小計	81,376	82,017	△641
合計		738,974	690,970	48,004

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
該当事項はありません。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	6,305	1,369	196
債券	262,144	1,502	1,228
国債	226,526	1,013	1,228
地方債	24,069	331	―
社債	11,548	156	―
その他	5,995	129	9
合計	274,444	3,001	1,434

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券を含めて開示しております。

6．保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7．減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。
当連結会計年度における減損処理額はありません。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。
ア　期末時価が帳簿価額の50％以上下落した場合
イ　期末時価が帳簿価額の30％以上50％未満下落し、かつ次のいずれかに該当する場合
①　時価が過去１年間にわたり帳簿価額の30％以上下落、又は格付の著しい低下
②　発行会社が債務超過
③　発行会社が２期連続の赤字決算

(金銭の信託関係)

1．運用目的の金銭の信託（平成27年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,500	0

2．満期保有目的の金銭の信託（平成27年３月31日現在）
該当事項はありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）(平成27年３月31日現在)
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38％から、平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.83％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.06％となります。この税率変更により、繰延税金負債は990百万円減少し、その他有価証券評価差額金は1,527百万円増加し、法人税等調整額は531百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は460百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	6,806円68銭
１株当たりの当期純利益金額	431円44銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	431円19銭

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名（平成27年３月31日現在）

営業経費　25百万円

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況（平成27年３月31日現在）

（１）ストック・オプションの内容

	株式会社武蔵野銀行 第１回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第２回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第３回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役７名	当行取締役７名	当行取締役７名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式10,300株	普通株式12,100株	普通株式8,800株
付与日	平成23年７月27日	平成24年７月30日	平成25年７月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成23年７月28日から平成48年７月27日まで	平成24年７月31日から平成49年７月30日まで	平成25年８月１日から平成50年７月31日まで

	株式会社武蔵野銀行 第４回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役７名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式7,600株
付与日	平成26年７月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成26年７月31日から平成51年７月30日まで

（注）　株式数に換算して記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	株式会社武蔵野銀行 第１回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第２回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第３回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	6,400	10,500	8,800
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	3,100	3,800	2,900
未確定残	3,300	6,700	5,900
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	―	―	―
権利確定	3,100	3,800	2,900
権利行使	3,100	3,800	2,900
失効	―	―	―
未行使残	―	―	―

	株式会社武蔵野銀行 第４回新株予約権
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	―
付与	7,600
失効	―
権利確定	―
未確定残	7,600
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	―
権利確定	―
権利行使	―
失効	―
未行使残	―

② 単価情報

	株式会社武蔵野銀行 第１回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第２回新株予約権	株式会社武蔵野銀行 第３回新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	3,565円	3,565円	3,565円
付与日における公正な評価単価	2,558円	1,934円	3,161円

	株式会社武蔵野銀行 第４回新株予約権
権利行使価格	1円
行使時平均株価	―円
付与日における公正な評価単価	3,185円

（注） １株当たりに換算して記載しております。

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第４回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

（1）使用した評価技法　ブラック・ショールズ式

（2）主な基礎数値及びその見積方法

	株式会社武蔵野銀行第４回新株予約権
株価変動性（注１）	28.042%
予想残存期間（注２）	5.262年
予想配当（注３）	75円
無リスク利子率（注４）	0.158%

（注） １．予想残存期間5.262年に対応する期間の株価実績に基づき算定しております。
２．過去12.090年間に退任した取締役等の平均在任期間を予想残存期間とする方法で見積もっております。
３．平成26年３月期の配当実績によります。
４．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法（平成27年３月31日現在）

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（企業結合等関係）

共通支配下の取引等

当行による子会社及び子法人等株式の追加取得

１．取引の概要

（１）結合当事企業の名称及びその事業の内容

ぶぎん総合リース株式会社（リース業務）

ぶぎん保証株式会社（信用保証業務）

むさしのカード株式会社（クレジットカード業務等）

ぶぎんシステムサービス株式会社（コンピュータシステムの開発・販売等）

株式会社ぶぎん地域経済研究所（県内経済の調査研究等）

（２）企業結合日

平成27年３月20日

（３）企業結合の法的形式

少数株主からの株式取得

（４）結合後企業の名称

名称に変更はありません。

（５）その他取引の概要に関する事項

グループ経営の一体化によりガバナンス強化を図り、併せて連結利益の向上により当行グループの財務体質の強化を図るため、少数株主が保有する株式を買取したものであります。

２．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日公表分）に基づき、少数株主との取引として処理しております。

３．子会社及び子法人等株式の追加取得に関する事項

（１）取得原価及びその内訳

取得の対価	現金預け金	2,411百万円
取得原価		2,411百万円

（２）発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

① 発生した負ののれん発生益の金額

2,660百万円

② 発生原因

少数株主から取得した子会社及び子法人等株式の取得原価が少数株主持分の減少額を下回ったことによるものであります。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

株式会社　武蔵野銀行
　　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水守　理智　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大村　真敏　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩崎　裕男　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社武蔵野銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

株式会社　武蔵野銀行
　　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水守　理智　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大村　真敏　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩崎　裕男　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社武蔵野銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社武蔵野銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び各営業店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受けたほか、必要に応じて営業店監査の実施に立会い説明を求めました。子会社については、取締役等から報告を受け、また、子会社の取締役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行については、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月11日

株式会社武蔵野銀行　監査役会

常勤監査役　清　水　秀　美　㊞

常勤監査役　石　川　　誠　㊞

社外監査役　西　島　昭　三　㊞

社外監査役　黒　石　　輯　㊞

社外監査役　毛　塚　富　雄　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当行は、利益配分につきましては、地域金融機関として経営の健全性と安定した収益を確保し、内部留保による財務体質の強化を図るとともに、株主の皆さまに報いるため利益の状況や経営環境等を総合的に考慮した上で、安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としております。

このような方針のもと、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式１株につき40円

総額　1,341,374,200円

（注）　中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、１株につき80円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年６月29日

２．剰余金の処分に関する事項

（１）増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　10,000,000,000円

（２）減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　10,000,000,000円

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役８名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため、社外取締役１名増員の取締役９名（うち社外取締役２名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
1	加藤（かとう）　喜久雄（きくお） (昭和21年２月５日生)	昭和39年４月　当行入行 平成３年11月　当行春日部支店長 平成６年２月　当行総合管理部経営政策室長 平成８年６月　当行取締役総合管理部長 平成11年４月　当行常務取締役 平成14年６月　当行専務取締役 平成16年６月　当行取締役副頭取 平成19年８月　当行取締役頭取（現任）	7,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
2	町田秀夫 (昭和25年10月７日生)	昭和48年４月　当行入行 平成11年４月　当行法人業務部長 平成17年４月　当行執行役員人事部長 平成18年６月　当行取締役 平成20年６月　当行常務取締役 平成22年６月　ぶぎん総合リース株式会社取締役社長 平成26年６月　当行専務取締役（現任） [担当] 人事部	3,800株
3	中村元信 (昭和30年11月27日生)	昭和53年４月　当行入行 平成12年４月　当行東京支店副支店長 平成13年11月　当行武蔵浦和支店長 平成17年４月　当行越谷支店長 平成20年７月　当行執行役員川越支店長 平成23年６月　当行常務取締役（現任） [担当] リスク統括部、事務統括部、事務集中部	2,300株
4	赤城功一 (昭和30年９月５日生)	昭和53年４月　当行入行 平成11年10月　当行片柳支店長 平成17年４月　当行熊谷支店長 平成20年７月　当行執行役員北浦和支店長 平成21年６月　当行執行役員個人部長 平成22年６月　当行執行役員リスク統括部長 平成24年６月　当行常務取締役（現任） [担当] 融資部	3,400株
5	小山和也 (昭和30年４月13日生)	昭和53年４月　当行入行 平成16年４月　当行法人部次長 平成18年６月　当行市場金融部長 平成21年６月　当行リスク統括部長 平成21年７月　当行執行役員リスク統括部長 平成22年６月　当行執行役員融資部長 平成25年６月　当行常務取締役（現任） [担当] 市場国際部、監査部	2,038株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
6	長堀和正 (ながほりかずまさ) (昭和36年３月30日生)	昭和59年４月　当行入行 平成15年４月　当行北浦和支店次長 平成18年４月　当行戸田西支店長 平成20年６月　当行越谷支店長 平成22年６月　当行総合企画部長 平成23年７月　当行執行役員総合企画部長 平成26年６月　当行常務取締役（現任） [担当] 総合企画部、総務部	2,000株
7	白井利幸 (しらいとしゆき) (昭和37年１月２日生) 新　任	昭和60年４月　当行入行 平成19年４月　当行伊奈支店長 平成21年６月　当行志木支店長 平成23年６月　当行営業企画部長 平成25年７月　当行執行役員営業企画部長 平成26年４月　当行執行役員人事部長 平成27年４月　当行執行役員人事部長兼キャリア開発室長（現任）	1,311株
8	石田恵美 (いしだえみ) (昭和41年12月５日生)	平成５年12月　公認会計士登録 平成７年４月　矢野公認会計士事務所パートナー(現在) 平成９年４月　弁護士登録 日比谷見附法律事務所入所 平成12年４月　同事務所パートナー（現在） 平成18年６月　当行社外監査役 平成25年６月　当行社外取締役（現任）	―株
9	樋口武 (ひぐちたけし) (昭和18年７月３日生) 新　任	昭和42年４月　富士写真光機株式会社入社 平成12年６月　同社代表取締役社長 平成17年12月　富士写真フイルム株式会社執行役員兼フジノン株式会社代表取締役社長 平成22年６月　富士フイルムホールディングス株式会社取締役 富士フイルム株式会社取締役常務執行役員 平成25年12月　同社取締役退任	―株

(注) １．取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
２．石田恵美、樋口武の両氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
３．社外取締役候補者の選任理由等について
石田恵美氏につきましては、弁護士・公認会計士としての広範な専門的知識を有し当行の事業内容等にも精通していること、樋口武氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識

を有していることから、両氏とも経営全般に対して社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、石田惠美氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

４．社外取締役との責任限定契約について
当行は、定款において社外取締役との間で、損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定めており、社外取締役候補者 石田惠美、樋口武の両氏が選任された場合、当行は両氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を石田惠美氏とは継続する予定であり、樋口武氏とは締結する予定であります。

５．石田惠美氏の戸籍上の氏名は矢野惠美であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役西島昭三氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生 年 月 日)	略　　歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
田　村　健　次 (た　むら　けん　じ) (昭和21年１月１日生) 新　任	昭和39年４月　埼玉県庁入庁 平成13年４月　埼玉県労働商工部長 平成15年10月　埼玉県公営企業管理者 平成17年４月　埼玉県出納長 平成19年４月　社会福祉法人恩賜財団済生会支部　埼玉県済生会副会長兼常務理事 平成20年８月　一般財団法人自治研修協会理事（現任） 平成23年４月　学校法人九里学園理事（現任）	―株

(注) １．監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

２．田村健次氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

３．同氏につきましては、埼玉県出納長及び学校法人理事としての職務をとおした豊富な経験と高い知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

４．社外監査役との責任限定契約について

当行は、定款において社外監査役との間で、損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定めており、社外監査役候補者 田村健次氏が選任された場合、当行は同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．インターネットによる議決権行使について

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。)

※「ｉモード」は(株)ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

（2）パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（4）インターネットによる議決権行使は、平成27年６月25日（木曜日）の午後５時５分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

（1）議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきますのでご了承ください。

（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5．議決権電子行使プラットフォームについて
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

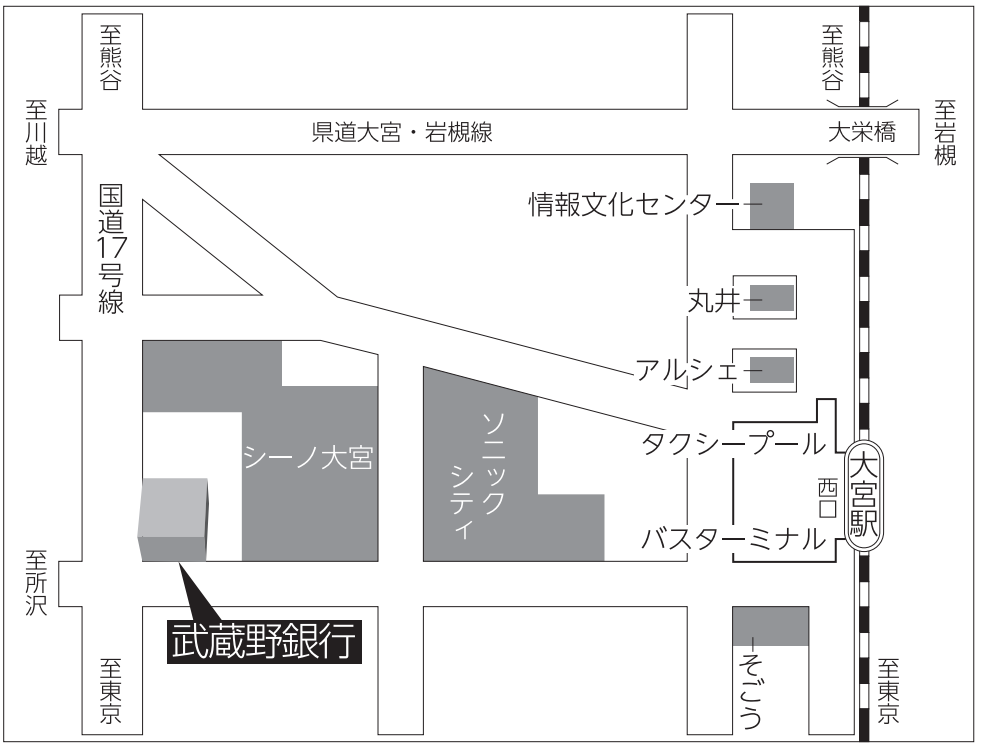
＜インターネットによる議決権行使のシステム等に関するお問い合わせ＞
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電　話　0120－173－027（フリーダイヤル）
受付時間　９：00～21：00

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場　さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地８（大宮駅西口　国道17号線角）
　　武蔵野銀行本店　３階ホール
電話　(048)641-6111 (代表)



※JR大宮駅西口より徒歩約５分